

児童養護施設退所者等 自立支援資金貸付申込みのしおり

令和6年度版

令和6年4月発行

静岡県社会福祉協議会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70
(054) 254-5244 生活支援課

目 次

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の御案内	1
1 自立支援資金貸付に関する手続き	2
2 注意事項	5
3 貸付フローチャート	7
4 児童養護施設退所者等にたいする対する自立支援資金貸付要綱	12

付録 自立支援資金貸付様式

※様式は、ページ番号を消して複写したものを使用してください。

覚 書 (必ず記入してください)

決定番号	第	号
氏名	_____	
借受期間	年 月 から	年 月まで
生活支援費 月額	_____	円
家賃支援費 月額	_____	円
資格取得支援費	_____	円
[連帯保証人]		
氏名	_____	
住所	〒 _____	
電話番号	_____	

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の御案内

～児童養護施設等を退所する方や里親等から自立する方が対象です～

大学等への進学や就職のために児童養護施設等を退所した後の安定した生活基盤をつくるために必要な資金を貸付け、自立の促進を図ることを目的とします。また、児童養護施設等に入所中に就職するために必要な資格の取得にかかる費用を貸付します。

貸付終了後、一定期間就業した場合は、全額又は一部返還が免除されます。

◎貸付制度の概要

種類	対象者	期間	貸付額	返還免除※
生活支援費	児童養護施設等退所者又は里親等委託解除者のうち保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者 ※児童養護施設等の退所後又は里親等委託解除後の5年が経過するまでの間貸付の申請をすることができる。	大学等の在学年数	月額5万円以内 (千円未満切捨)	大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除
家賃支援費	児童養護施設等退所者又は里親等委託解除者のうち保護者等から経済的な支援が見込まれない者であって、大学等に在学する者又は就職している者 ※児童養護施設等の退所後又は里親等委託解除後の5年が経過するまでの間貸付の申請をすることができる。	(進学者) 大学等の在学年数 (就職者) 施設退所等から2年を限度とする就労期間	1ヶ月あたりの家賃相当額(居住する地域の生活保護制度の住宅扶助額を上限) 静岡市：39,000円 浜松市：37,700円 沼津市、熱海市、伊東市、三島市及び富士市：37,000円 上記以外の県内市町37,200円	(進学者) 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間就業を継続した場合は、全額免除 (就職者) 就職した日から5年間就業を継続した場合は、全額免除
資格取得支援費	児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者で、就職に必要な資格を取得した者 ※児童養護施設等の退所後又は里親等委託解除後の5年が経過するまでの間貸付の申請をすることができる。	資格取得後	資格取得に要した費用の実費とし、25万円を上限 (千円未満切捨)	就職した日から2年間就業を継続した場合は、全額免除

※ 就業期間中に、本人の責によらない事由により就業が継続できなくなった場合は、全額返還免除になります。

※ 就業期間が上記の返還免除期間に満たない場合でも、一部返還が免除されることがあります。

○ 利 子：無利子

○ 連帯保証人：原則、成年者で独立の生計を営む者を1名立ててください。

ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

○ 実施主体：静岡県社会福祉協議会

○ 申込方法：申請書に必要書類を添えて静岡県社会福祉協議会に提出してください。

1 自立支援資金貸付に関する手続

①進学者

区分	事項	提出書類	様式
在学中	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長又は児童相談所長の意見書 在学証明書 賃貸契約書の写し（月額家賃を証明するもの）、住民票の写し 自立支援資金貸付申請書（継続申請用）	第1号 第2又は 3号
	2年目以降に貸付を受けようとするとき	施設長または児童相談所長の意見書 在学証明書、住民票の写し	第4号 第2又は 3号
	貸付決定を受けたとき	借用証書（収入印紙を貼付） 振込口座届出書 誓約書	第8号 第9号 第7号
	貸付額の変更を申請するとき	自立支援資金貸付変更申請書	第10号
	貸付額変更の決定を受けたとき	借用変更証書（収入印紙を貼付）	第12号
	貸付を受けることを辞退するとき	自立支援資金辞退届	第19号
	在学中に定期的に提出	年に1回：現況届（4月） ただし在学証明書を添付	第24号
	休学（復学）したとき	休学・復学・退学届	第17号
	退学したとき	休学・復学・退学届 返還明細書	第17号 第14号
	停学の処分を受けたとき	停学・退学処分届	第18号
	退学の処分を受けたとき	停学・退学処分届 返還明細書	第18号 第14号
卒業したとき	卒業届 卒業証書の写し	第20号	
卒業後	就職、離職したとき	就職・離職届	第21号
	就業中に定期的に提出	年に1回：現況届（4月） ただし在職証明書を添付	第24号
	5年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第13号
	離職し、返還を希望するとき	就職・離職届 返還明細書	第21号 第14号

②就職者

区分	事項	提出書類	様式
申請時	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長または児童相談所長の意見書 在職証明書 賃貸契約書の写し（月額家賃を証明するもの）、住民票の写し	第1号 第2又は 第3号
	2年目に資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書(継続申請用) 施設長または児童相談所長の意見書 在職証明書または求職活動を報告する書類、住民票の写し	第4号 第2又は 第3号
貸付決定後	貸付決定を受けたとき	借用証書（収入印紙を貼付） 振込口座届出書 誓約書	第8号 第9号 第7号
	貸付額の変更を申請するとき	自立支援資金貸付変更申請書	第10号
	貸付額変更の決定を受けたとき	借用変更証書（収入印紙を貼付）	第12号
	貸付を受けることを辞退するとき	自立支援資金辞退届	第19号
	就職、離職したとき	就職・離職届	第21号
	就業中に定期的に提出	年に1回：現況届（4月） ただし在職証明書を添付	第24号
	5年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第13号
離職し、返還を希望するとき	就職・離職届 返還明細書	第21号 第14号	

③資格取得支援費希望者

区分	事項	提出書類	様式
申請時	資金の貸付を受けようとするとき	自立支援資金貸付申請書 施設長または児童相談所長の意見書 資格取得を証明する書類 資格取得に要した実費確認資料（振込書控写し、領収書写し等） 住民票の写し	第1号 第2又は 第3号
貸付決定後	貸付決定を受けたとき	借用証書（収入印紙を貼付） 振込口座届出書 誓約書	第8号 第9号 第7号
	在学中または就業中に定期的に提出	年に1回：現況届（4月） ただし在学または在職証明書を添付	第24号
	2年間就業を継続し、返還債務の免除を申請するとき	自立支援資金返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第13号
	離職し、返還を希望するとき	就職・離職届 返還明細書	第21号 第14号

④進学者、就職者、資格取得者共通

区分	事項	提出書類	様式
その他	死亡または失そうの宣告を受けたとき	死亡（失そう）届 死亡届または住民票除票添付	第23号
	住所または氏名を変更した時	住所・氏名等変更届 ※転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付	第16号
	連帯保証人の住所または氏名に変更があるとき	連帯保証人住所・氏名変更届 それを証明する書類（住民票等）	第22号
	連帯保証人を変更したいとき	連帯保証人変更申請書	第5号
	返還猶予を申請するとき	自立支援資金返還債務猶予申請書 それを証明する書類（在学証明書、在職証明書等）、入所証明書または委託証明書（資格取得支援費で施設入所中等の場合）	第15号

2 注意事項

(1) 貸付決定番号について

自立支援資金の貸付決定時に付与する貸付決定番号は、本資金に関するすべての手続きが完了するまで（免除または返還の終了まで）忘れないようにしてください。**貸付決定番号は年度ごとに付与します。**

※他の奨学金の決定番号、卒業生番号、取得資格の登録番号などと間違えないよう、注意してください。

(2) 措置費や他の貸付等との併用について

生活支援費及び家賃支援費について、対象経費を同じくする他の国庫補助事業（生活保護、施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業等）との併用はできません。

資格取得支援費については、措置費の特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなします。

(3) 返還免除について

自立支援資金の貸付が完了し、貸付要綱第 12 条または第 13 条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合は、返還の免除を受けることができます（免除申請書と所定の添付書類の提出が必要になります）。

また、就業した期間により、一部免除を受けられる可能性があります。

①生活支援費及び家賃支援費

貸付を受けた期間以上就業した者は、一部免除を受けられる場合があります。

<一部免除の計算式>

$$\text{免除額} = \text{貸付を受けた金額} \times \{ \text{就業した年数} / 5 \text{年} \}$$

②資格取得支援費

1 年以上就業した者は、返還債務額に 2 分の 1 を乗じた額の一部免除が受けられる場合があります。

$$\text{免除額} = \text{貸付を受けた金額} \times 1 / 2$$

※就業期間は資格取得後に就業した期間です。

(4) 返還猶予について

自立支援資金の貸付を受けた者が、貸付要綱第 16 条第 1 項または第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、返還の猶予を受けることができます（猶予申請書と所定の添付書類の提出が必要になります）。

(5) 書類の記入について

- 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんので注意してください。

(6) 住民票について

各種届出に係る住民票については、本籍地、マイナンバーの記載のないものを提出してください（マイナンバー付の住民票は受けません）。

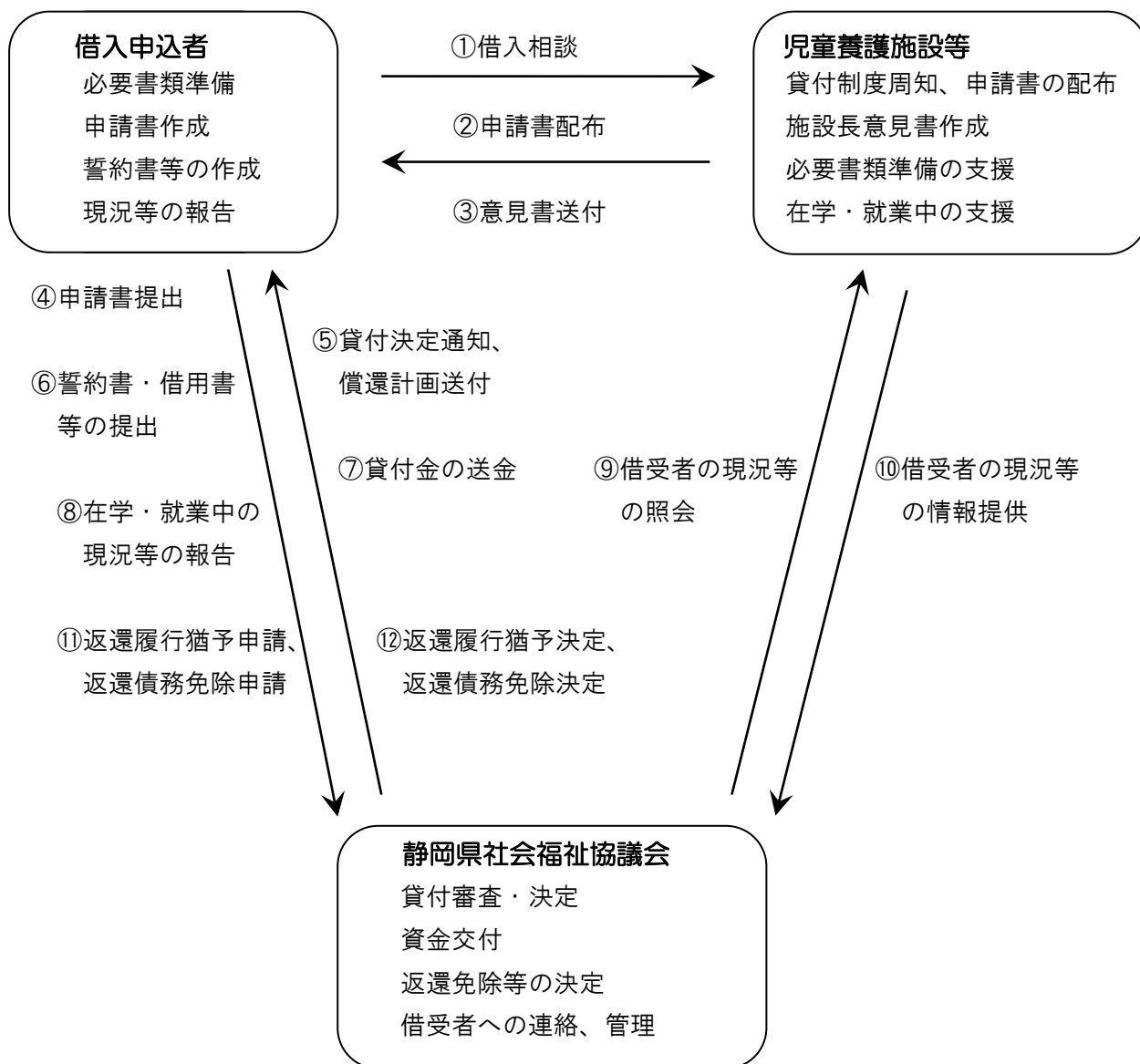
(確認事項)

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）に届け出ること。
 - (1) 住所を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - (5) 死亡、または所在不明になったとき
 - (6) その他変更事項があったとき
- 2 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
 - (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、または他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき
- 3 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とする。
- 4 資格取得支援費は、申請対象者を原則として義務教育修了者とする。ただし、中学校在学者で卒業後に就職を予定している者を含む。
- 5 資格取得支援費は、貸付金額上限 25 万円以内であれば複数申請を認めるが、1 申請につき 1 資格とする。
- 6 資格取得支援費の対象資格は原則として、厚生労働大臣指定教育訓練講座において指定されている資格及び検定を対象とする。
- 7 資格取得支援費の「資格取得に要した実費」とは、入学料、講座受講料、講座及び試験に係るテキスト代及び参考書代、試験受験料に限る。

<児童養護施設退所者等自立支援資金貸付 フローチャート>

(施設退所者)

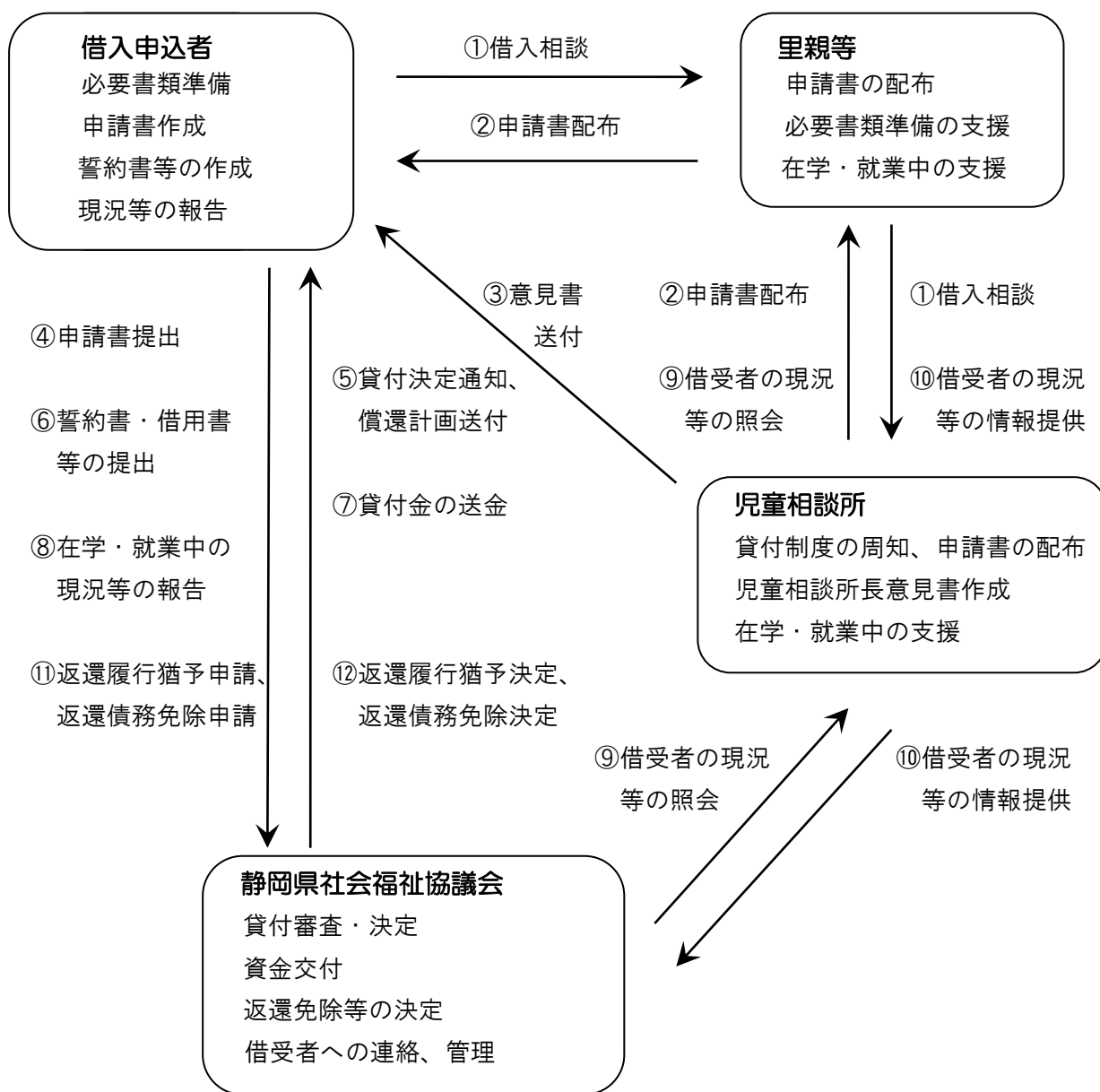


※上記は主な事務の流れを示しています。申請書は静岡県社会福祉協議会から取り寄せることもできます。

※貸付の申請、決定は年度ごとに行います。

<児童養護施設退所者等自立支援資金貸付 フローチャート>

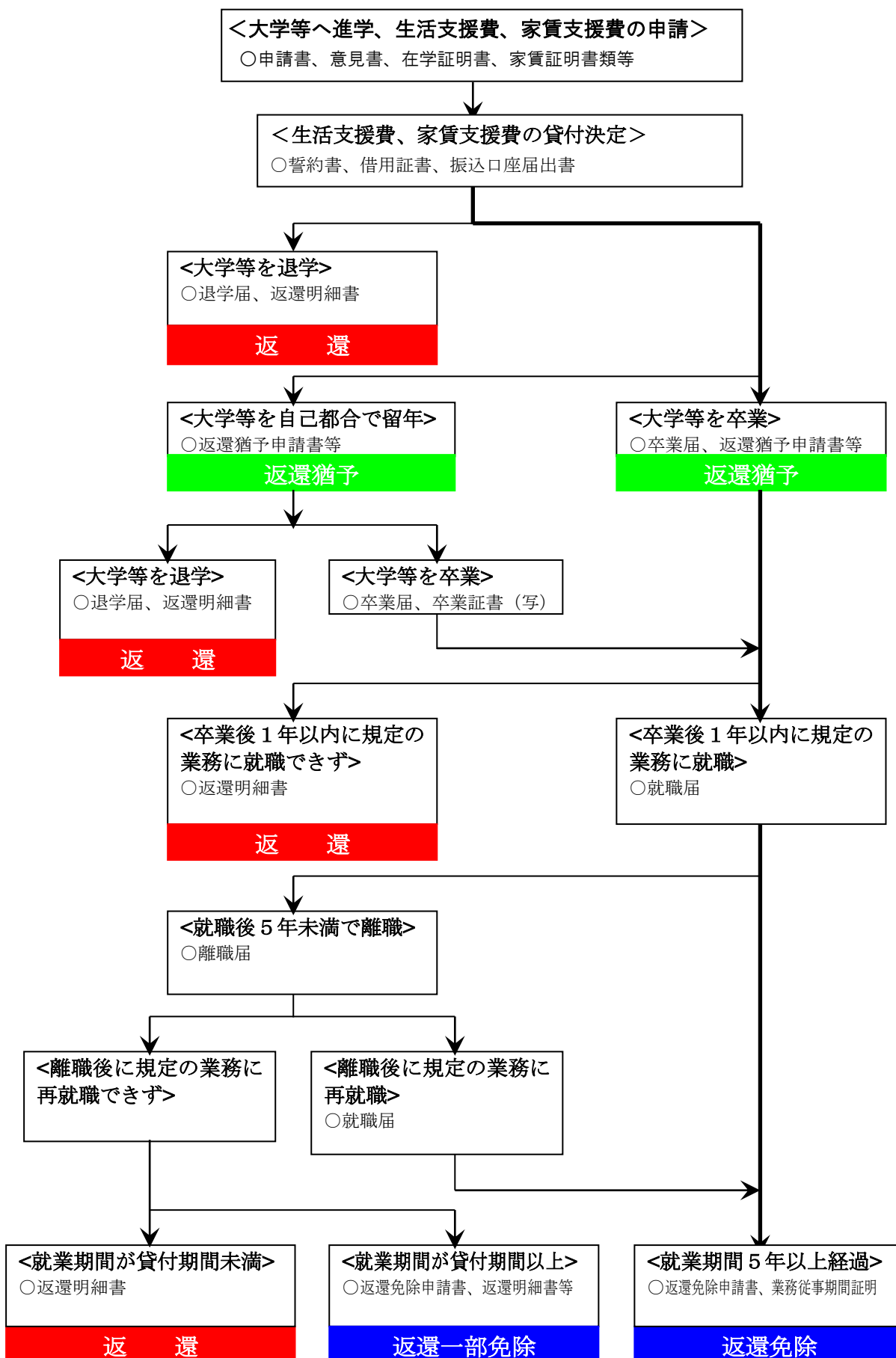
(里親等委託解除者)



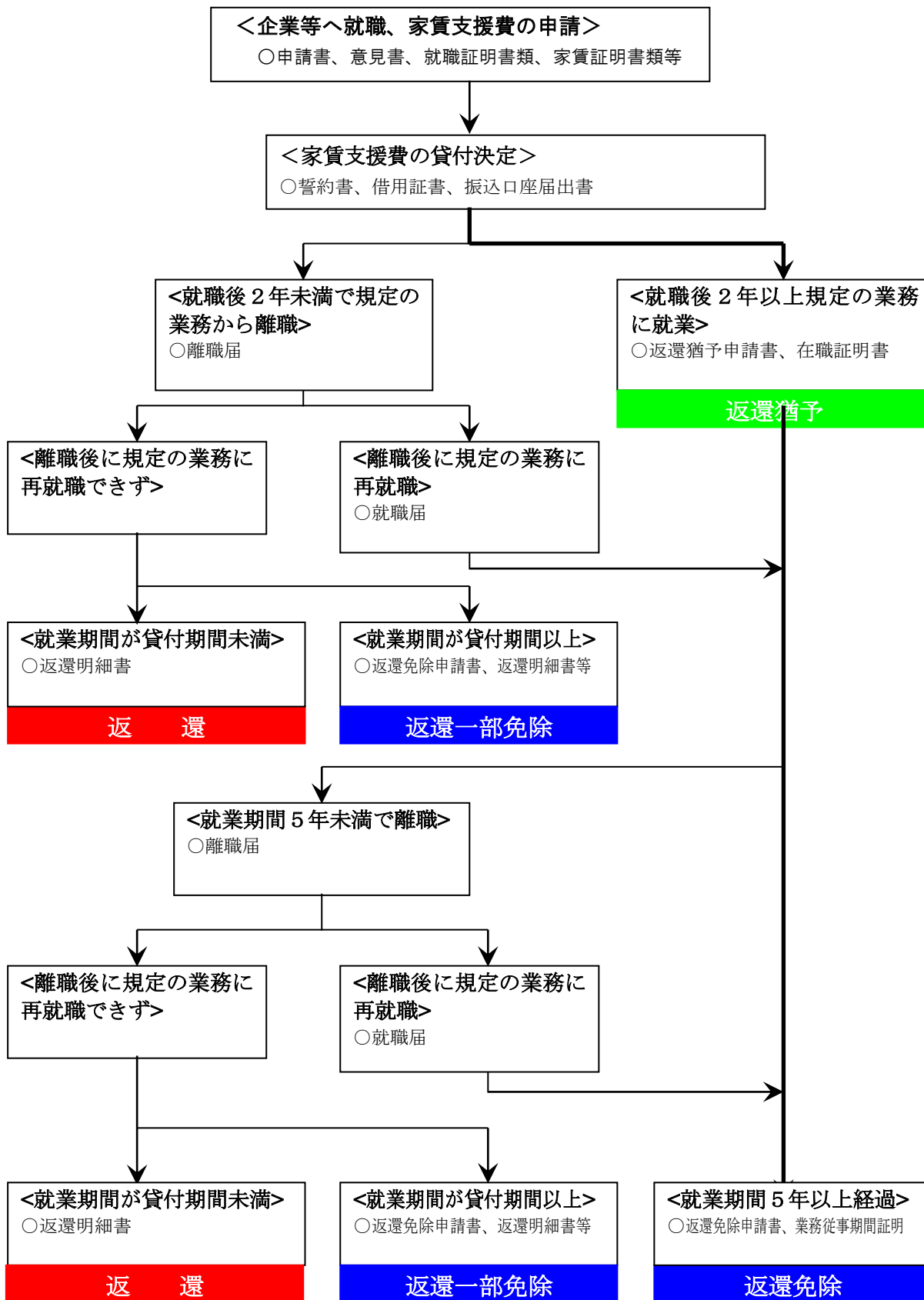
※上記は主な事務の流れを示しています。申請書は静岡県社会福祉協議会から取り寄せることもできます。

※貸付の申請、決定は年度ごとに行います。

<児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（進学者）フローチャート>



<児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（就職者）フローチャート>



<児童養護施設退所者等自立支援資金貸付（資格取得者）フローチャート>

